

# 益子特別支援学校 進路だより 号外

## ◆◇◆障害基礎年金について その2◆◇◆

### ★年金受給に向けて★

障害年金の審査には**認定基準**があり、知的障害で各等級に相当する障害の状態は以下のとおりです。

- 【1級】知的障害があり、食事や身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活で常時援助が必要とするもの
- 【2級】知的障害があり、食事や身の回りのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
- （【3級】知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの（障害厚生年金のみ））

具体的にどのような状態であれば「日常生活に支障が出ている」というのかを判定するために、「**精神の障害に係る等級判定ガイドライン**」が平成28年9月に発表され、新たに審査の基準となりました。このガイドラインによると、診断書の記載事項である「**①日常生活能力の判定**」及び「**②日常生活能力の程度**」に応じて等級の目安が定められています。

### ①日常生活能力の判定

日常生活にどのような支障があるか、請求者が一人暮らしをした場合に可能かどうかで判断します。

- (1) **適切な食事**
  - 1 配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができる。（自分で作れなくとも良い）
  - 2 おおむね自己判断でバランス良く食べられるが、時に助言を必要とする。
  - 3 偏食、過食、不規則になりがちである。
  - 4 常に目配りをしないと健康を害する可能性がある。
- (2) **身の清潔保持**
  - 1 洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができる。
  - 2 おおむね身の清潔を保ち、自室の清掃ができるが時に助言を必要とする。
  - 3 身の清潔を保つために常に助言が必要で、自室の清掃も自主的にはしない。
  - 4 常時支援しても清潔を保つことができず、自室の清掃はしないか、できない。
- (3) **金銭管理と買い物**
  - 1 金銭を独力で適切に管理し、一か月のやりくりがほぼできる。一人で計画的な買い物がほぼできる。
  - 2 一週間程度のやりくりはできるが、時に収入と支出のバランスが崩れる。
  - 3 金銭管理が難しく、3～4日に一度金銭を渡し買い物にも同行するなどの支援が必要。
  - 4 持っているとすぐ遣ってしまう。金銭管理はできないか、しようしない。
- (4) **通院と服薬**
  - 1 定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができる。
  - 2 自発的な通院・服薬はできるが、時に病院に行かない、薬の飲み忘れがある（週に2回以上）。
  - 3 飲み忘れ、飲み間違い、拒薬、大量服薬をすることがしばしばあるため、経常的な援助が必要。
  - 4 常時の援助をしても通院・服薬をしないか、できない。

※（4）については、知的障害の方は基本的に定期的な通院や服薬が必要な傷病ではないので、記入されていなくても問題ありません。
- (5) **他人との意思伝達及び対人関係**
  - 1 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行える。
  - 2 最低限の人づきあいはできるが、挨拶や事務的なことにとどまりがち。他者の行動に合わせられない。

- 3 他者との関わりがほとんどできず、近所や集団から孤立しがち。周囲への配慮を欠いた行動が多い。
- 4 助言や指導をしても他者と関わりがもてないか、しようしない。近隣や友人から孤立している。

(6) 身の安全保持及び危機対応（道具や乗り物等）

- 1 事故等の危険から身を守る能力がある。不測の事態に遭遇した際、援助を求めることができる。
- 2 危険性は理解しつつも火の消し忘れや刃物の片付け忘れ等がある。援助依頼ができないことがある。
- 3 危険性を十分に理解・認識できていない。不測の事態に対し指示が聞けずパニックになることが多い。
- 4 危険性を理解・認識しておらず、助言があっても適切に利用ができないか、しようしない。

(7) 社会性（社会生活に必要な手続き、公共施設の利用等）

- 1 金融機関での金銭の出し入れや公共施設等の単独利用が可能。また、社会生活に必要な手続きが行える。
- 2 習慣化されたものであれば、目的やルール、状況に合わせた行動ができる。
- 3 基本的なルールの理解が不十分であり、助言がなければ難しい。
- 4 基本的なルールを理解できないか、しようしないため、支援しても適切な行動ができない。

② 日常生活能力の程度・・・日常生活能力を総合的に評価したものです。

- A 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
- B 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には援助が必要である。
- C 知的障害を認め、家庭内の単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
- D 知的障害を認め、日常生活における身の回りのことも、多くの援助が必要である。
- E 知的障害を認め、身の回りのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。

上記の結果を下表「等級判定ガイドライン」に当てはめます

程度	E	D	C	B	A
7項目平均					
3.5以上 (合計25点以上)	等級1	等級1か2			
3.0～3.4 (21～24点)	等級1か2	等級2	等級2		
2.5～2.9 (18～20点)		等級2	等級2か3		
2.0～2.4 (14～17点)		等級2	等級2か3	等級3か非該当	
1.5～1.9 (11～13点)			等級3	等級3か非該当	
0～1.4 (10点以下)				3級非該当	3級非該当

障害基礎年金の場合、等級3は「2級非該当」と読み替えます。ということは、受給できる可能性があるのは色のついたセルということになります。ただし、まったくこのとおりに認定されるわけではありません。

2のまとめ

◎ 障害基礎年金には、認定基準がある！

◎ 「日常生活能力の判定」と「日常生活能力の程度」で判断される！

◎ 支援が多く必要な人ほど、もらえる可能性が高くなる！